こちらで、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の必要添付書類が確認できます。

現況届の案内に児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせと黄色い紙が同封されていた。

- いいえ → **現況届の手続きのみお願いします。**
- はい ↓

仕事をしている。

- はい ↓ **健康保険証が本人加入の社会保険である。**
  - はい ↓
    - 以下のいずれか
      - ・資格確認書、資格情報のお知らせの写し
      - ・医療保険の資格情報を印刷したもの
      - ・マイナ保険証（窓口で申請される方のみ）
      - （※健康保険証は不可）
  - いいえ ↓
    - 以下のいずれか
      - ・給与明細の写し（6～8月分のいずれか）
      - ・雇用証明書
      - ・自営業従事申告書
- いいえ ↓ **求職活動などを行っている。**
  - はい ↓
    - 求職活動等申告書
    - ＋
    - 添付書類
    - （添付書類については求職活動等申告書の（注）をご確認ください。）
  - いいえ ↓

身体上または精神上の障がいがある。

- はい ↓
  - 障害者手帳などの写し
  - 等級によっては、指定の様式の診断書が必要になる場合があります。
  - 詳しくは、右記の二次元コードを読み取ってください。
- いいえ ↓

負傷・疾病等により仕事をすることが困難であ

- はい ↓
  - 特定疾患医療受給者証等の写し
  - または
  - 指定の様式の診断書
- いいえ ↓

親族の介護のため仕事をすることが困難である。

- はい ↓
  - 介護状況確認書
  - （民生委員の証明が必要です。）
  - ＋
  - 親族の要介護状態が確認できる書類
    - ・障害者手帳
    - ・特定疾患医療受給者証の写し等
  - （詳細は介護状況確認書の裏面をご確認ください。）
- いいえ ↓

「児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由」について
こども支援課（0859-23-5135）までお問い合わせください。